

改正

平成22年3月18日条例第8号

令和4年3月15日条例第10号

令和5年12月20日条例第28号

宇佐市営駅前駐車場条例

目次

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 自動車駐車場（第7条—第11条）

第3章 自転車等駐車場（第12条・第13条）

第4章 雑則（第14条—第17条）

附則

第1章 総則

（設置）

第1条 この条例は、宇佐市における自動車及び自転車等（以下「自動車等」という。）の駐車
の利便を図るため、宇佐市営駅前駐車場（以下「駐車場」という。）を設置する。

（区分、名称及び位置）

第2条 駐車場の区分、名称及び位置は、次のとおりとする。

区分	名称	位置
自動車駐車場	宇佐市営柳ヶ浦駅駐車場	宇佐市大字江須賀3042番地の4
	宇佐市営宇佐駅駐車場	宇佐市大字岩崎1213番地の6
自転車等駐車場	宇佐市営柳ヶ浦駅駐輪場	宇佐市住吉町1丁目19番地先
	宇佐市営宇佐駅駐輪場	宇佐市大字岩崎1213番地の6
	宇佐市営豊前善光寺駅駐輪場	宇佐市大字東高家1214番地の2

（供用時間）

第3条 駐車場の供用時間は、午前0時から午後12時までとする。

（供用の休止）

第4条 市長は、駐車場の補修その他管理上必要があると認めるときは、駐車場の全部又は一部の

供用を休止することができる。

(禁止行為)

第5条 駐車場に自動車等を駐車する者（以下「利用者」という。）は、駐車場内において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の自動車等の駐車を妨げること。
- (2) 駐車場の施設、他の自動車等を損傷又は汚損すること。
- (3) 火気を使用すること。
- (4) むやみに騒音を発すること。
- (5) ごみその他汚物を捨てること。
- (6) 商行為をすること。
- (7) 前各号のほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

2 市長は、前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、出場を命ずることができる。

(駐車の拒否)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、自動車等の駐車を拒否することができる。

- (1) 駐車場の構造又は設備上当該自動車等を駐車させることができないとき。
- (2) 発火性又は引火性の物品等の危険物を積載しているとき。
- (3) 駐車場の施設、他の自動車等を損傷又は汚損するおそれがあるとき。
- (4) 前3号のほか、駐車場の管理に支障があるとき。

第2章 自動車駐車場

(供用対象)

第7条 自動車駐車場に駐車できる自動車等は、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）

第2条に規定する普通自動車のうち規則で定める自動車（以下「自動車」という。）とする。

(利用区分)

第8条 自動車駐車場の利用区分は、次のとおりとする。

- (1) 一般駐車（自動車を一時的に駐車するために自動車駐車場を利用することをいう。以下同じ。）
- (2) 定期駐車（自動車を月を単位として駐車するために自動車駐車場を利用することをいう。以下同じ。）

(駐車料金)

第9条 自動車駐車場の利用者は、自動車駐車料金（以下「料金」という。）を納入しなければな

らない。

2 料金は、別表に掲げる額とする。

(料金の納入)

第10条 自動車駐車を一般駐車により利用する場合は、利用者が自動車を出場させるときに駐車券により精算を行い、前条第2項に規定する料金を納入しなければならない。

2 自動車駐車を定期駐車により使用する場合は、規則で定める方法により料金を納入しなければならない。

(料金の減免)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する自動車を駐車させるときは、料金を減免することができる。

(1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項に規定する緊急自動車

(2) 国又は地方公共団体の職員が、防災活動その他緊急を要する公務を行うために使用する自動車

(3) 前2号のほか、市長が特に必要があると認めたもの

第3章 自転車等駐車場

(供用対象)

第12条 自転車等駐車場に駐車できる自転車等は、道路交通法施行規則第2条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車、道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車、同項第11号の2に規定する自転車、同項第11号の3に規定する身体障害者用車いす及び小児用の車（乳母車、小児の自転車等）とする。

(駐車料金)

第13条 自転車等駐車場の駐車料金は、無料とする。

第4章 雑則

(損害の責任)

第14条 駐車場に駐車する自動車等の損傷又は滅失について、市はその責任を負わない。ただし、駐車場及び設備の通常の管理を怠った場合は、この限りでない。

(自動車等の積載物又は取付物に関する免責)

第15条 駐車場に駐車する自動車等の積載物又は取付物に関する損害について、市は一切賠償しない。

(損害賠償の義務)

第16条 利用者は、駐車場の施設を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年3月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の宇佐市営駅前駐車場の設置及び管理に関する条例（平成10年宇佐市条例第18号）又は宇佐市自転車等の駐車秩序に関する条例（平成10年宇佐市条例第2号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 合併前の条例の規定により課した、又は課すべきであった駐車料の取扱いについては、なお合併前の条例の例による。

附 則（平成22年3月18日条例第8号）

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(施行日前に入場し、施行日後に出場する場合の料金の特例)

- 2 この条例の施行の日前に一般駐車（自動車を一時的に駐車するために自動車駐車場を利用することをいう。）のため自動車駐車場に入場し、この条例の施行の日以後に自動車駐車場から出場する場合の自動車駐車料金は、改正前の別表の規定にかかわらず、当該入場した時間から出場するまでの時間に応じ、改正後の別表の規定により算定した金額とする。

附 則（令和4年3月15日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年12月20日条例第28号）

(施行期日)

1 この条例は、令和6年3月1日から施行する。

(施行日前に入場し、施行日後に出場する場合の料金の特例)

- 2 この条例の施行の日前に一般駐車（自動車を一時的に駐車するために自動車駐車場を利用することをいう。）のため自動車駐車場に入場し、この条例の施行の日以後に自動車駐車場から出場

する場合の自動車駐車料金は、改正前の別表の規定にかかわらず、当該入場した時間から出場するまでの時間に応じ、改正後の別表の規定により算定した金額とする。

別表（第9条関係）

自動車駐車料金表

利用区分		金額（1台につき）
一般駐車	駐車時間（入場から出場までの時間をいう。以下同じ。）が2時間以内のとき	無料
	駐車時間が2時間を超え3時間以内のとき	100円
	駐車時間が3時間を超え4時間以内のとき	200円
	駐車時間が4時間を超え5時間以内のとき	300円
	駐車時間が5時間を超え24時間以内のとき	400円
	駐車時間が24時間を超えるとき	24時間までごとに400円
定期駐車		1月につき4,000円

備考

- 1 定期駐車における月の計算は暦月による。
- 2 定期駐車を開始する日が月の中途であるときの当該月の料金については、規則に定めるところによる。